

(様式第35号)

診療用高エネルギー放射線発生装置の設置届

年 月 日

保健所長 殿

管 理 者

(住 所)

(氏 名)

診療用高エネルギー放射線発生装置を下記のとおり設置しますので、医療法施行規則第25条の規定により届出します。

記

- 1 病院（診療所）の名称
- 2 所在地
- 3 設置予定年月日 年 月 日
- 4 使用開始予定年月日 年 月 日

(別紙2を添付すること。)

注意事項

- 1 事前の届出ではあるが、病院又は診療所を開設する際診療用高エネルギー放射線発生装置を設置する場合及び既存の病院又は診療所で①建物の構造等を変更する場合②診療用高エネルギー放射線発生装置を新增設する場合③新たな機種 of 診療用高エネルギー放射線発生装置に変更する場合（老朽化・性能劣化による更新を含む）④診療用高エネルギー放射線発生装置を移設する場合は、何れも開設許可（診療所は届出。以下同じ）及び使用許可（無床診療所を除く。以下同じ）又は開設許可事項の変更許可（診療所は届出。以下同じ）及び使用許可の対象となる。
- 2 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出は、個々の診療用高エネルギー放射線発生装置毎の届出でなく、病院（診療所）としての診療用高エネルギー放射線発生装置全体を届出するものであり、個別の機器の新設・廃止等は何れも手続きとしては変更となる。
- 3 使用許可の対象とならない変更（装置の一部変更であって、変更に伴い構造設備の概要に変更を生じないもの）又は全部廃止の届出は、様式第44号又は様式第51号にこの別紙2を添付して行うこと。

記入要領

- 1 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出は、病院（診療所）としての診療用高エネルギー放射線発生装置全体を届出するものであり、個々の診療用高エネルギー放射線発生装置の更新等の場合も、全装置を記載すること。
- 2 「整理番号」は、病院（診療所）における診療用高エネルギー放射線発生装置台数が分かるよう「1」から連番とすること。
- 3 「区分」は、新設、廃止、更新等診療用高エネルギー放射線発生装置毎の届出の理由を記入すること。なお、「更新」については、例えば、整理番号「1の更新」等更新前の装置が分かるようにすること。
- 4 「製作者名」「型式」は、診療用高エネルギー放射線発生装置の製作者名、型式を記入すること。
- 5 「定格出力」は、メガ電子ボルト単位の最大エネルギーを記入すること。
- 6 「術中照射（移動型）」は、手術室で術中照射を行う場合に「移動型」と記入し、該当しない場合は「-」を記すこと。
- 7 「利用線錘以外の放射線量と利用線錘の放射線量との比」は、基準以下かどうかを「適・否」で記入すること。但し、基準を超えている場合は、その測定値を記入すること。
- 8 「照射終了直後被曝低減防護措置」は、開閉遠隔操作構造等、具体的な措置内容を記入すること。
- 9 「放射線発生自動表示装置」「放射線発生回路自動開放装置（インターロック）」は、それぞれの装置等の有無を記入すること。
- 10 移動型の場合、「診療室名」欄は、保管場所を記入すること。
- 11 「使用室の構造」は、耐火構造、不燃材使用、その他の別を記入し、その他の場合は具体的内容を記入すること。
- 12 「材質等」の「天井」「床」「壁」は、「使用室の構造」と全部又は一部が相違する場合のみ記入すること。
- 13 「出入口」は、人が常時出入りする出入口の数（複数の場合は理由と措置概要を付記）を、「使用室」の「放射線発生自動表示装置」については出入口の放射線発生自動表示装置の有無をそれぞれ記入すること。
- 14 「画壁の外側における実効線量」「管理区域の外側における線量」「敷地内の居住区域及び境界の実効線量」は、それぞれの測定値を記入すること。
- 15 「使用室である旨の標識」、「管理区域である旨の標識」、「注意事項の掲示（従事者）」、「注意事項の掲示（患者）」、「使用室内でのエックス線装置の併用」については、それぞれの有無を記入すること。
- 16 「管理区域の境界におけるその他の立入禁止措置」「その他の患者の被曝防止措置」は、管理区域である旨の標識、注意事項の掲示等この様式に項目のある以外の措置をしている場合は、その概要を記入すること。
- 17 「被曝防止のための器具」は、プロテクター、防護衝立等の防護用具を記入すること。
- 18 「従事者の被曝測定方法」は、フィルムバッチ、ポケット線量計等の被曝測定器具の名称を記入すること。

添付書類

- 1 診療用高エネルギー放射線発生装置の位置を記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図（使用室の構造、標識、注意事項を記入すること。）及び側面図
- 2 施設の防護に関する検査・測定結果（責任者の所属、職氏名を記したもので施行業者・測定業者のものでも良い）。
理論計算により規制値を算出した場合はその計算書。
- 3 管理区域を明示した高エネルギー放射線診療関係施設の平面図。
- 4 高エネルギー放射線診療関係施設の周囲の状況のわかる平面図の概念図(上下階を含む)。
移動型については、保管場所を明記すること。
- 5 また、移動型については、前記1、2及び3の添付書類にかえて、保管場所、使用場所、移動使用目的、防護措置概要及び管理方法を記した説明書、機器の性能等を記した仕様書及びカタログ等を添付すること。